

男女共同参画プランの 策定にあたって

女性の自立と地位向上を求める世界的な動きの中で、国は、平成11年6月に、男女共同参画社会の実現に向けて必要とされる女性問題の解決を念頭に置きつつ、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する重要な課題と位置づけ、国・地方公共団体・国民の果たす役割を定め、実現のための大きな一歩を踏み出しました。

別府市におきましても、少子高齢化・核家族化・国際化が急速に進展していく中で、「別府市総合計画」にあります「住む人も訪れる人もいきいきと輝く豊かな生活交流圏の創造」の基本理念に基づいた、「男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本計画では、物質的な豊かさを求めるあまり、私たちが忘れかけていた心のやすらぎを育み、男女を問わずにすべての人の個性と自主性を尊重し、その個性と能力が十分に発揮できる社会の実現をめざすものであり、当市のあらゆる分野での基本的指針となるものであると考えております。

なお、本計画は実施されてこそ、はじめて有効となりますので、掲げた目標の実現に向かって、全力を注いで参る所存であります。

市民の皆様にも、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご提言・ご尽力をいただきました「別府市男女共同参画推進懇話会」の皆様をはじめ、アンケート調査等のご協力をいただきました市民の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

平成14年3月